

参考 2

情報・システム研究機構研究者交流促進プログラム実施要領

標記プログラムを実施するにあたり、必要な事項を以下のとおり定める。

1. プログラムの趣旨

機構を構成する研究所等において、大学等に所属する研究者に対し、世界水準の研究に取り組むことのできる研究環境を提供するプログラムを設けることにより、機構と大学等との間の人材交流を促進・活性化させ、次世代を担う研究者を育成する。

2. 実施方法

大学等に所属する研究者で、所属する大学等のサバティカル制度等を利用して機構の研究所等で研究を希望する者を、機構の研究所等において一定の期間受け入れる。

3. 応募対象者及び応募資格

主として我が国の大学等に所属する常勤の研究者で、プログラムへの参加について所属する大学等の長の了解が得られる者

4. 研究に従事する場所

機構内 4 研究所及びデータサイエンス共同利用基盤施設

5. 研究期間

3 ヶ月から 1 年の間

6. 経費の負担

(1) 機構の研究所等で研究に従事する間の研究者に対する給与相当額及び交流促進のために伴う周辺の研究環境の整備等に充てる経費

(2) 遠隔地での研究に従事するための住居及び交通にかかる支援経費

7. 申請及び決定

申請は機構の研究所長等の申請に基づき、機構長が年度毎に予算の範囲内で決定する。なお、年度を超える期間の申請が採択された場合、次年度の期間は予算と応募状況を勘案して仮決定とする場合がある。

8. その他

この要領に定めるもののほか、実施に際し必要な詳細は別途定める。